

令和2年度

茨城県ベンチャー企業支援事業（賃料補助）

【新規採択・追加募集要項】

（募集・申込期間）

令和2年6月12日（金）～令和3年1月29日（金）

※但し、採択事業の交付決定額が予算限度額に達した場合等、期間終了前に
申込を終了する場合があります。

（申込・問い合わせ先）

茨城県 産業戦略部 技術振興局 技術革新課 イノベーション創出担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6

TEL 029-301-3522（直通）

1 事業の目的・概要

人口減少に加え、若い世代の東京圏等への転出超過が課題となっている中、本県の産業が持続的に発展するためには、新たなビジネスや産業が絶え間なく作り出されることが重要であり、そのためには、先端的な技術を有するベンチャー企業が次々と生まれ、成長する環境をつくり、ベンチャー企業の集積を図ることが必要です。

このような中、本県においては、県が提供している廉価な事務室の入居率が高く、新たに入居することが困難な状況であり、また、県内発のベンチャー企業からは、「TX沿線などの駅前で、価格等が手ごろなオフィスが見つからず、県外へ移転せざるを得ない」といった声が聞かれるなど、企業の成長段階に応じたオフィススペースの確保が困難な状況にあります。

このため、新しい技術や新しいビジネスモデルにより急成長を目指すベンチャー企業に対し、オフィススペースの賃料を補助することにより、活動拠点の確保を支援し、県内での成長・定着を促進します。

2 応募資格

次の（１）から（５）までの条件をすべて満たすこと。

- （１）IT、アグリやバイオ等の最先端技術分野において、優れた技術や高度で専門的な知識を有する創業５年以内のベンチャー企業（令和２年度に創業を具体的に計画している者を含む。）

※ベンチャー企業：新しい技術、新しいビジネスモデルを中核とする事業により、急速な成長を目指す企業

※創業５年以内の基準日：応募時点で、創業後５年を経過していないこと。

- （２）公募開始日以降令和３年２月２８日までに、次のいずれかを予定している者

ア 県内に新たにオフィスを開設

イ 県内でのオフィスの転居

ウ 県内でのオフィスの拡張

※対象のオフィス：民間事業者等が運営するオフィス・ラボ（つくば研究支援センター、ひたちなかテクノセンターを含む。）

※対象外のオフィス：行政等が提供する市場価格より低廉なオフィス・ラボ（つくば創業プラザ、つくば市産業振興センターなど）

※転居の要件：面積の拡張又は事業環境の質的向上（駅付近への移転等）による賃料の増が伴うこと（つくば研究支援センター、ひたちなかテクノセンター内での転居を含む。）

※公募開始以前に契約した場合や交付決定前に開設・転居等を行った場合は対象外となります。

- （３）補助事業終了後も、引き続き、県内で事業活動を継続する予定である者

- （４）その他、上記（２）及び（３）に準じる者で、本県産業の振興に資すると者として審査委員会において選定された者。

- （５）次のアからサまでの全てを満たすこと

ア オフィスの開設・転居等の後、速やかに賃貸借契約書の写し等県内でオフィスの開設・転居等を行ったことが確認できる書類を提出することができること

- イ 以下のいずれかにより県内所在地等が確認できること
 - (ア) 法人登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書）（法人の場合）又は県税事務所に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（県税事務所受付印があるもの）（個人事業者の場合）を提出すること
 - (イ) 創業を計画している場合は、創業後速やかに法人登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書）又は県税事務所に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（県税事務所受付印があるもの）を提出すること
- ウ 補助金の申請に係る経費について、他の公的な補助金や助成金を受給し、又はその決定を受けている場合は、その内容を証明する書類を提出することができること
- エ 補助事業者自身が賃貸借契約を締結すること
- オ 補助対象とするオフィスに住居の用に供しないこと
- カ 茨城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- キ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと
- ク 個人事業者にあつては事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経ていない者でないこと
- ケ 補助事業の実施にあたり必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- コ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者ではないこと
- サ その他、県が補助金の支出先として適切ではないと判断する者ではないこと

3 補助金額等及び対象経費

補助金額は補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、1 月あたり 20 万円を上限とする。

補助金の交付は、補助事業が完了し、所定の検査に合格した後に全額を交付する。

なお、必要書類の提出により、補助金の交付対象となる経費を明らかにできる場合に限り、四半期又は半期ごとの交付もできるものとする。

※他の公的な補助金や助成金を受給し、又はその決定を受けている場合は、当該金額を控除した額を補助対象経費とする（中小企業庁の家賃支援給付金については、この限りではない）。

※転居を伴わない拡張の場合は、拡張部分の賃料を補助対象経費とする。

【対象経費】

県内におけるオフィスの賃料（消費税、共益費、敷金、保証金等は除く。）

※交付決定の日から補助対象期間完了日までに、掛かった経費であること

※補助対象（用途、金額、規模等）の確認が可能であり、かつ、本補助事業に係るものとして、明確に区分できる経費であること

【対象とならない経費（対象とならない場合）】

(1) 共益費、敷金、礼金、仲介料など賃料以外の経費

(2) 消費税及び地方消費税、振込手数料等の間接経費

(3) 補助事業の契約から支払いまでの一連の手続きが期間内に行われていない場合

- (4) 契約書、請求書、振込控、領収書等の帳票類が不備の場合
- (5) 県に事前の承認を得ずに、補助金交付申請書に記載された内容を変更した場合
- (6) 県が指定する補助事業遂行状況報告書により状況が確認できない場合
- (7) 補助対象となるオフィスを第三者に有償・無償問わず貸し付けた場合
- (8) 通常業務・取引と混合して支払いが行われている場合
- (9) 他の取引と相殺して支払いが行われている場合
- (10) 現金、他社発行の手形や小切手等により支払いが行われている場合（原則は金融機関や郵便局からの振込払い）
- (11) 補助対象となるオフィスの貸主が、親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員を兼務している会社、代表者の親族（三親等以内。以下同様）が経営する会社等）及び代表者の親族（個人）のいずれかに該当する場合
- (12) 一般的な市場価格の内容に対して著しく高額な経費
- (13) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- (14) その他県が適当でないと認めた経費

4 補助対象期間

交付決定日から令和3年3月31日まで

<補助金の支払いについて>

補助金の支払いは、四半期、半期又は補助期間完了後に、補助金交付要項に定める実績報告をご提出いただいたうえで、支払いとなります。

なお、四半期及び半期ごと支払いの場合、補助事業終了時の完了検査及び実績報告書の提出による事業費確定となりますが、確定額が既支払額に満たない場合、茨城県補助金等交付規則第17条に基づく返還を命じることとなります。

5 応募書類の作成及び提出

(1) 様式の入手方法

茨城県ホームページよりダウンロードして作成してください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/sangi/02chinryouhojyo.html>

(2) 提出書類

ア 交付申請書（様式1）

イ 事業計画書（様式1別紙）

ウ 賃貸借予定物件の価格表等

エ 確定申告書の写し

※未決算の法人及び個人事業者、創業予定者の場合は、源泉徴収票（源泉徴収票の代わりに税務署発行の納税証明書（その2）でも可）

※申告期限延長の適用を受けている場合はご相談下さい。

オ 法人登記事項証明書（履歴事項全部事項証明書。発行後3か月以内のもの。）又は、開業届の写し

カ <法人の場合>

法人事業税及び法人県民税の納税証明書（県税事務所発行）

<個人事業者で事業税が課税対象の場合>

個人事業税の納税証明書（県税事務所発行）及び住民税納税証明書（市町村発行）

<事業税が非課税の場合（未決算の法人，個人事業者，創業予定者）>

所得税納税証明書（その3）（税務署発行）及び住民税納税証明書（市町村発行）

※いずれの場合も，徴収猶予の申請を行っている場合等についてはご相談ください。

キ 資格要件に係る申立書

(3) 提出方法

必要書類を「【申請書類提出先】」まで電子メール及び郵送により提出してください。

【提出期間】

令和2年6月12日（金）から 令和3年1月29日（金）まで

【申請書類提出先】

茨城県 産業戦略部 技術振興局 技術革新課 イノベーション創出担当

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

メールアドレス：shosei5@pref.ibaraki.lg.jp

(4) 応募書類の作成及び提出における注意事項

ア 応募書類は返却しません。

イ 応募に係る経費は，応募者の負担となります。

ウ 応募書類に不備がある場合，再提出・追加提出していただきます。

エ 再提出・追加提出を求めた際，指定する期間内に提出されない場合は辞退とみなします。

オ 事業計画書は，採択された場合，補助金交付申請時に再度提出いただきますので，電子データ等で保存してください。

6 審査

(1) 審査方法

原則として，申請書類に基づき，審査を行います。なお，必要に応じて，面接等による審査を行う場合があります。

(2) 審査の視点

ア 事業の新規性・優位性

I T，アグリやバイオ等の最先端技術分野において，優れた技術や高度で専門的な知識を有しており，それらの新しい技術や新しいビジネスモデルを中核とする新規事業により，急速な成長を目指しているか。

イ 事業の実現可能性・市場性・成長性

実現可能な事業計画を有しており，今後，高い市場性・成長性が見込まれるものであるか。

ウ 事業の継続性・発展性

自社ビジネスを取り巻く環境等を十分理解し，適切なリスクヘッジ等を行っているか。また，持続的な発展に向けた取組を行っているか。

エ 本補助金の必要性

本補助制度の活用目的が明確で、かつ補助金活用の高い必要性が認められるか。

(3) 審査における注意事項

審査結果は、書面にてお知らせします。審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

7 採択後の注意事項

(1) オフィスの開設・転居等の完了後は、県の指定する期日までに次の書類を提出してください。指定された期日までに提出されない場合は、採択を取り消すことがあります。

ア 賃貸借契約書の写し

イ 創業又は他都道府県等から茨城県内に移転した企業にあっては、法人登記事項証明書(履歴事項全部事項証明書)又は、県税事務所に提出した開業等届出書の写し(県税事務所の受付印があるもの)

(2) 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)、又は県の会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書を県に提出しなければなりません。

(3) 補助金は、実績報告書の提出後、それに基づく検査を経て、補助金額が確定した場合にお支払いします。(それまでの間は、補助事業者の立替払いとなります。)

なお、四半期及び半期での概算払を行っている場合、実績額の確定により、概算の支払い額が確定額を上回った場合は、差額を返還していただくこととなります。

(4) 補助事業者が事業計画書及び交付申請書に記載した内容と異なる事業を行った場合(事前に県の承認を受けた場合は除く。)や補助事業遂行の見込みがないと認められる場合には、補助事業の打ち切りを命じることがあります。

8 補助事業者の義務等

(1) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその状況をあきらかにし、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななくてはなりません。

(2) 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合(補助対象となるオフィスの変更を含む。)又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を受けなければなりません。

(3) 補助事業者は県から求めがあった場合には、速やかに補助事業の遂行状況について、報告しなければなりません。

9 補助事業の取消し・返還

補助事業者が、以下のいずれかに該当した場合又は補助事業の打ち切りがあった場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金

を返還することになります。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件，法令若しくは交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号までに規定する者に該当するに至ったとき。

10 その他

- (1) 補助事業の進捗状況確認のため，実地検査に入ることがあります。
- (2) 補助対象事業として採択された場合，県が実施する事業効果を測定する調査等に協力する義務を負います。
- (3) 補助対象事業として採択された場合，企業名，代表者名，所在地，電話番号，設立年月，資本金，業種，従業員数，交付年度，補助金額，事業内容等について公表する場合があります。

11 問い合わせ先

本募集に関する問い合わせは，以下へお願いいたします。

茨城県 産業戦略部 技術振興局 技術革新課 イノベーション創出担当

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6

電 話 029-301-3522 (直通)

F A X 029-301-3599